○国土交通省告示第七百三十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十五年七月十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

一　横浜デザインサポートオフィスの変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	横浜デザインサポートオフィス
変更後	横浜テクニカルサポートオフィス

(二)　変更年月日　平成二十五年七月一日

○環境省告示第六十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年七月十七日　環境大臣　石原　伸晃

氏名又は名称	住所
東邦地下工機株式会社	福岡県福岡市博多区西月隈五丁目十九―五十三
株式会社シマダ技術コンサルタント	島根県安来市飯島町二百二十八番地

○防衛省告示第百四十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供、使用条件変更及び新規提供が平成二十五年七月十六日次のとおり決定された。

平成二十五年七月十七日　防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
四一六三	原村演習場	東広島市	国有	土地：約二、〇〇〇平方メートル 平成二十五年四月十一日
五〇二九	佐世保海軍施設	西海市		水域：約六〇、〇〇〇平方メートル 平成二十五年二月一日
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	建物：約一一〇平方メートル 平成二十五年四月十七日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	土地：約四、五〇〇平方メートル 航空自衛隊が通信施設用地として共同使用する。
三〇七九	キャンプ座間	相模原市	国有	土地：約六八、〇〇〇平方メートル 工作物：舗床等 自衛隊が飛行場施設用地として共同使用する。
三〇七九	キャンプ座間	座間市	国有	土地：約五四、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が宿舎の建設用地として共同使用する。
三二八一	硫黄島通信所	東京都小笠原村	国有	土地：約十平方メートル 気象庁が火山観測施設の設置のため共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	工作物：滑走路等 岩国商工会議所がチャーター機の離発着場として使用するため共同使用する。
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村	国有	土地：約六七〇平方メートル 日本放送協会沖縄放送局が地上デジタル放送送信設備を設置するため共同使用する。
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県国頭郡恩納村	国有 公有	土地：約六七〇平方メートル 土地：約一、五〇〇平方メートル 恩納村が配水池等の用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	土地：約八、八〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間：平成二十五年十一月十八日から同年十二月二十日までの間 （仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間）
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	建物：約四、三〇〇平方メートル 工作物：約四、三〇〇平方メートル 格納庫等として追加提供する。 陸上自衛隊木更津駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	工作物：舗床 道路として追加提供する。 建物：約二三、〇〇〇平方メートル 工作物：約二三、〇〇〇平方メートル 管理棟等として追加提供する。